

ひゅーまんらいづ

第223号 2020(令和2)年

米子市では、一人ひとりが人権問題に対する正しい知識をもち、人権を大切にする「人権のまちづくり」をすすめています。今年度は新型コロナウイルスの影響により、事業の内容の変更または中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和2年度人権学習講座 誰でも人権アカデミー（全2回）を開催します！

第1回

日時 令和2年9月17日(木) 13:30~15:00

場所 米子市役所本庁舎4階401会議室

講師 松本 孟 さん

(政府認定拉致被害者 松本京子さんの兄)

テーマ **「拉致問題の解決に向けて」**

- 内容
- ・北朝鮮当局による日本人拉致問題 啓発アニメ「めぐみ」上映
 - ・県からの概要説明
 - ・松本 孟さんの講演(メッセージ)



第1回、第2回とも定員は30人です。事前申込みをお願いします。

第2回

日時 令和2年10月1日(木) 13:30~15:30

場所 米子市役所本庁舎4階401会議室

講師 米子人権擁護委員協議会 人権擁護委員

テーマ **「人と人とのよりよい人間関係をつくるために」**

- 内容
- 相手も自分も大切にして、よりよい人間関係をつくるために、何が必要かを考えていただく講座です。



コロナ禍の今、一人ひとりの人権感覚が問われています！

偏見によるデマ、誹謗中傷、差別の拡散も、新型コロナウイルスの拡散と同様に、人の命をうばいかねない恐ろしさがあります。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐとともに、一人ひとりの人権について考えてみましょう！



「新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣のメッセージ」

新型コロナウイルス感染症」に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube法務省チャンネル(<http://youtu.be/RYS00qCxo-0>)をご覧ください。

法務省の法務局の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、どうぞご相談ください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分



<https://www.jinken.go.jp/kodomo>
(パソコン、スマートフォン共通)

下のQRコードを読み込んでください



様々な人権問題についての相談はなんでも

**みんなの
人権110番**



0570-003-110

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

**子どもの
人権110番**



0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

**女性の人権
ホットライン**



0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付

インターネット人権相談

検索

パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>



米子市人権情報センター 〒683-8686 米子市東町161-2

TEL 0859-37-3183 FAX 0859-37-3184

E-mail humanr@ruby.ocn.ne.jp

URL: <http://www.city.yonago.lg.jp/jinken/>